



# 安全衛生クイズ（回答）

## 問1. 足場関係

	答え	解 説
①	○	安衛則第563条第2項により、作業床の幅は、40cm以上（ただし、一側足場、つり足場は除く）と規定されている。
②	×	安衛則第563条第3項により、枠組み以外の足場の手すりは、高さ85cm以上、中さんは30cm以上50cm以下と規定されている。
③	×	安衛則第563条第3項により、枠組み足場の下さんは、高さ15cm以上40cm以下と規定されている。
④	○	安衛則第563条第2項により、作業床間の隙間は、3cm以下と規定されている。
⑤	×	安衛則第563条第2項により、床材と建地との隙間は、12cm以下と規定されている。
⑥	○	安衛則第563条第3項により、枠組足場の妻側は枠組み足場から除くと規定されている。



# 安全衛生クイズ (回答)

## 問2. 墜落転落関係

	回答	解 説
①	○	安衛則第519条により、高さ2m以上の作業床の端、開口部等で墜落による労働者に危険がある場合に囲い等設けることが規定されている。
②	×	安衛則第526条により、 <b>高さが1.5mを超える</b> 場所には昇降設備等を設けることが規定されている。
③	×	安衛則第520条により、則第518条・519条により墜落制止用器具等の使用を命じられた時は、 <b>労働者はこれを使用しなくてはならない</b> と規定されている。
④	×	安衛則第524条により、スレート等で踏み抜きの危険がある場合に使用する歩み板は、幅が <b>30cm</b> 以上と規定されている。



# 安全衛生クイズ（回答）

## 問3. 建設機械関係

	回答	解説
①	×	<p>安衛則第155条により、車両系建設機械を用いて作業するときは、あらかじめ作業計画を定めてその計画により作業を進めなければならないと規定されているので、<b>計画外の作業が生じる場合は、その都度計画を作成・周知する必要がある。</b></p> <p>なお、作業内容に変更がない場合は、その都度作成する必要はないが、作業する労働者が変わる場合は、関係労働者への周知は必要となることに留意。</p>
②	×	<p>クレーン機能付きドラグショベルは、移動式クレーンとドラグショベルの2つの構造規格を具備する設備となり、その<b>使用条件により適用される法律が変わる。</b>クレーンモードに切り替えずに作業を行う場合は、クレーンとしての規格に適合しない使用方法のため、ドラグショベルの適用を受けることとなり、この場合はとなる。</p> <p>本来機能する安全装置が機能し<b>安衛則第164条により、「主たる用途以外の使用」となり法違反</b>になるので、必ず切り替えさせること。</p>
③	×	<p>上記②と同等で、クレーン仕様で作業するときは、移動式クレーンとしての適用を受けるので、各種点検は、クレーン則に沿って実施しなければならない。</p>